

総務省 税制改正要望事項一覧

I 国税

要望項目	資料	1次査定 評価結果
1 情報基盤強化税制	①	D
2 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除	※	C
3 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金にかかる指定寄附金制度の創設	※	—
4 中小企業投資促進税制	※	C
5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例	※	C
6 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長	※	C
7 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設	②	D
8 過疎地域における事業用設備等の特別償却の対象事業の拡充及び延長	③	C
9 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置	④	C
10 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充	⑤	B(注1)
11 非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設	⑥	B(注2)

II 地方税

要望項目	資料	1次査定 評価結果
1 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設	※	—
2 地縁による団体（自治会・町内会等）に係る非課税措置の創設	⑦	A
3 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充	⑧	A(注3)
4 ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤を構築する施設に係る課税標準の特例措置）	⑨	A(注4)
5 情報基盤強化税制の拡充及び延長	①	D
6 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	※	C
7 中小企業投資促進税制の延長	※	C
8 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例	※	C
9 合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置の延長	⑩	E

※：他省庁との共同要望で、かつ総務省独自の要望部分が無いもの。

【評価結果の記号について】

A：認める。

B：要望内容（要件等）の見直しが適切にできれば、認められる。

C：要望内容の抜本的な見直しができなければ、認められない。

D：認められない。

E：要望内容や要望の前提となる制度等が未確定であるもの。

—：「主要事項」の中で取り上げるもの等。

注1：源泉徴収義務者等の事務に支障を来たさない範囲とすること等の条件付

注2：適用期限（3年）を設定

注3：他の地方公共団体から承継した業務のみを行うものに限る

注4：1年延長の上、廃止

「情報基盤強化税制」(所得税・法人税)

(経済産業省・総務省・厚生労働省共同要望 ※拡充部分除く)

- 情報基盤強化税制とは、セキュリティが確保された情報システムを取得した場合に、その取得額の一部に対して税額控除又は特別償却を認める税制。(平成20年4月～平成22年3月の2年間適用)
- 今般、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、安心・安全なインターネット環境の実現に向けて、情報基盤強化税制の延長及び高機能なセキュリティ対策機器について対象設備の拡充を要望するもの。

対象者

青色申告を行う法人又は個人

対象設備

下線部が拡充項目

- (1) サーバ用OS※1及びそれがインストールされたサーバ (資本金1億円超の企業については省エネ効果の高いサーバに限定)
- (2) データベース管理ソフトウェア※1及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
- (3) ファイアウォール、高機能セキュリティ対策機器 (IDS/IPS, WAF)※1 ((1)、(2)、(4)のいずれかと同時に取得されるものに限る)
- (4) 連携ソフトウェア※2

※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

※2 情報処理の促進に関する法律第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画(平成20年経済産業省告示第61号)

において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構(IPA)により技術上の評価を受けたもの。

・IDS・・・Intrusion Detection System (不正侵入検知システム)

・IPS・・・Intrusion Prevention System (不正侵入予防システム)

・WAF・・・web application firewall

課税特例

取得価額の70%相当額の10%の税額控除又は50%の特別償却

取得価額要件

資本金	投資額(年間)
資本金10億円超の法人	1億円以上、200億円以内
資本金1億円超10億円以下の法人	3,000万円以上
資本金1億円以下の法人・個人	70万円以上

減収額試算(総務省部分)

約7.1億円(拡充部分)(富士キメラ総研「2008ネットワークセキュリティビジネス調査総覧」より推計)

【参考】情報基盤強化税制全体の減税額(拡充部分を除く場合): 約653億円

①

郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設(概要)

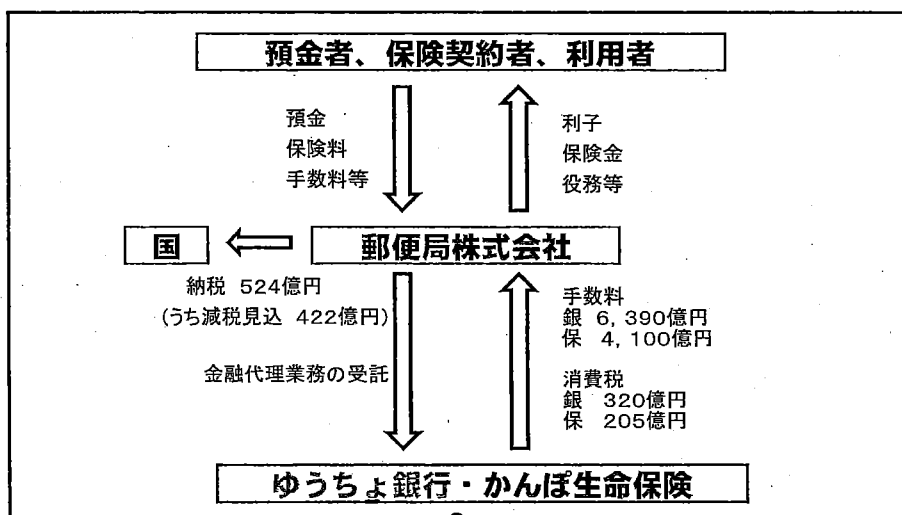
特例措置の内容

郵便貯金銀行及び郵便保険会社から郵便局株式会社へ業務委託する際に支払う手数料にかかる消費税を非課税とする。

要望の理由

- 移行期間中、銀行業を営む郵便貯金銀行は銀行代理業者に、生命保険業を営む郵便保険会社は生命保険募集人に、継続的な業務の委託をすることが現行法令上必要。
- 他方で、民間金融機関においては、通常、自らが顧客に金融サービスを提供しているため、業務委託に係る手数料の支払いはなし
→ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社にとって経営上著しく不利

当該手数料にかかる消費税の非課税措置の創設により、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の安定的な経営を確保



②

○関連する委員会決議（抜粋）

- 平成17年10月14日の参議院郵政民営化に関する特別委員会の附帯決議

十五、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

1. 税制については、民営化に伴う激変緩和の必要性の有無、四分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

- 平成19年11月22日の参議院総務委員会の決議

六、（前段略）また、激変緩和のため消費税の減免など税制について所要の検討を行うこと。

- 平成19年11月29日の衆議院総務委員会の決議

十、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

- ① 税制については、四分社化など郵政民営化に伴う特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

○郵政改革の基本方針（平成21年10月20日閣議決定）

郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。

1. 郵便事業に関する国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。
2. このため、郵便局ネットワークを、地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点として位置付けるとともに、地域のワンストップ行政の拠点としても活用することとする。
3. また、郵便貯金・簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じるほか、銀行法、保険業法等に代わる新たな規制を検討する。加えて、国民利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する。
4. これらの方策を着実に実現するため、現在の持株会社・4分社化体制を見直し、経営形態を再編成する。この場合、郵政事業の機動的経営を確保するため、株式会社形態とする。
5. なお、再編成後の日本郵政グループに対しては、更なる情報開示と説明責任の徹底を義務付けることとする。
6. 上記措置に伴い、郵政民営化法の廃止を含め、所要の法律上の措置を講じる。

②

過疎法の検討状況、今後の見通し等について

現状

- 昭和45年以来、時代の要請に対応した過疎法（全会一致の議員立法）を4次にわたり制定。
- 上・下水道、道路、医療・介護施設といった生活基盤の整備や産業の振興などで、拡大する公共サービスの格差を是正する大きな役割。
- 現行過疎法は平成22年3月末で失効。
- 過疎地域からは、失効後も立法措置を求める強い要望あり。

課題

- 過疎地域は、財政状況は極めて厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な「足」の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面。実効性のある過疎対策が求められている。
- 農林漁業の立て直し、産業の育成、暮らしの安心の確保などにより、過疎地域が自立的・持続的な地域経営を行えるようにすることが必要。
- 地域の自由と自給力を高め、「コンクリートから人へ」という考え方も取り入れたソフト対策の充実も含め、切れ目のない過疎対策を講じていくことが必要。



現行過疎法を平成22年度以降も拡充延長する

③、④

過疎地域における特別償却制度の拡充・延長

1 現行制度概要

過疎地域内で個人又は法人が製造業等の事業の用に供する設備等を新增設した場合、特別償却が認められる。

・対象設備

設備\業種	製造業	旅館業	ソフトウェア業
建物、付属設備	○	○	○
機械、装置	○	×	○

・特別償却率 建物、付属施設 6/100 機械、装置 10/100
 ・取得価額 2,000万円超

2 要望内容

特例措置の対象事業の延長及び拡充

【延長】：3年間

【拡充】：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター、農林水産物等販売業

3 減税額

1,685 百万円

過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例

1 現行制度概要

過疎地域外にある建物等の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置

2 要望内容

（現行過疎法失効後の）過疎法による特例措置（課税の繰延べ）の継続

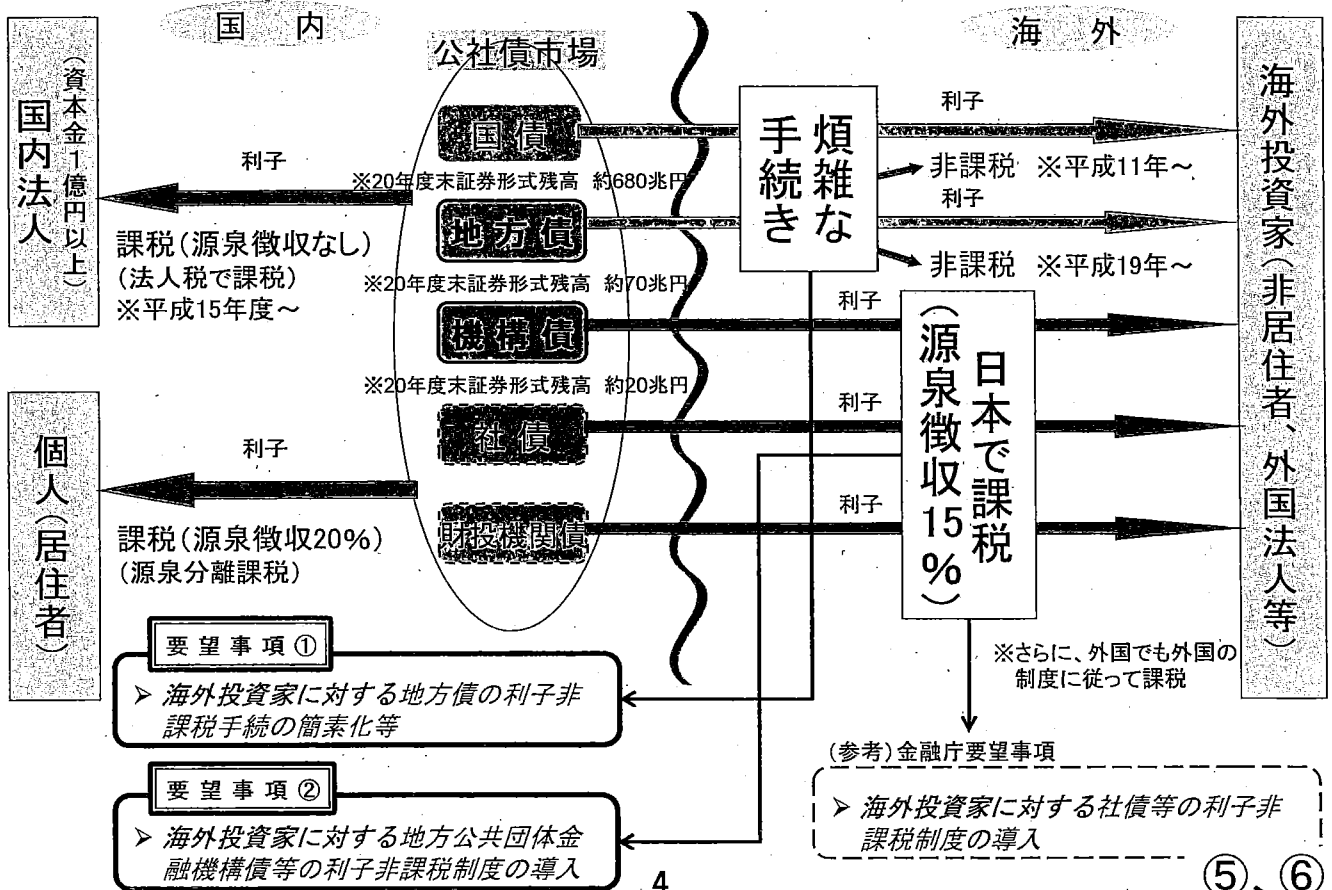
（参考）現行適用期限

法人税：平成23年 3月31日

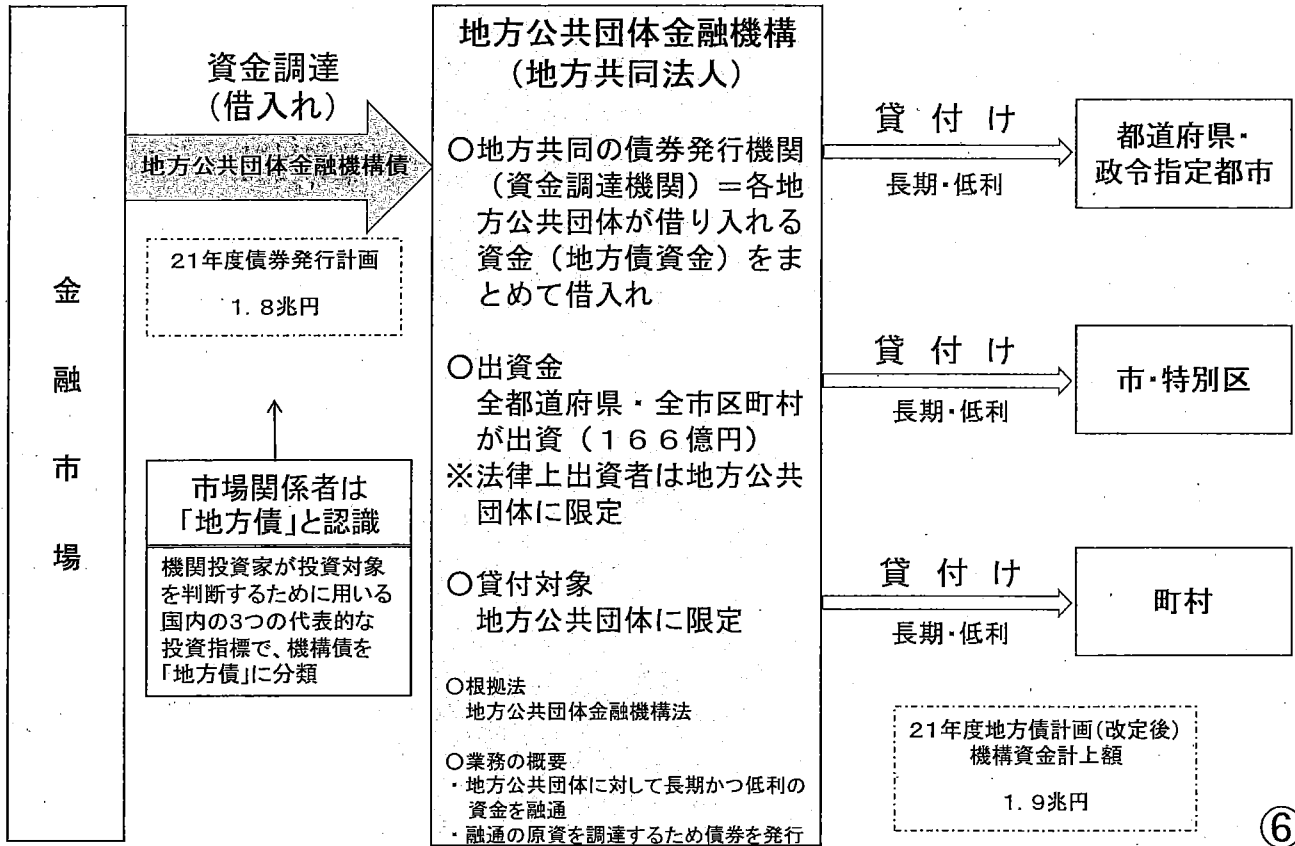
所得税：平成23年12月31日

③、④

平成22年度税制改正要望について



地方公共団体金融機構は各地方公共団体の 地方債資金をまとめて借り入れています



地縁による団体 (自治会・町内会等) に係る非課税措置の創設

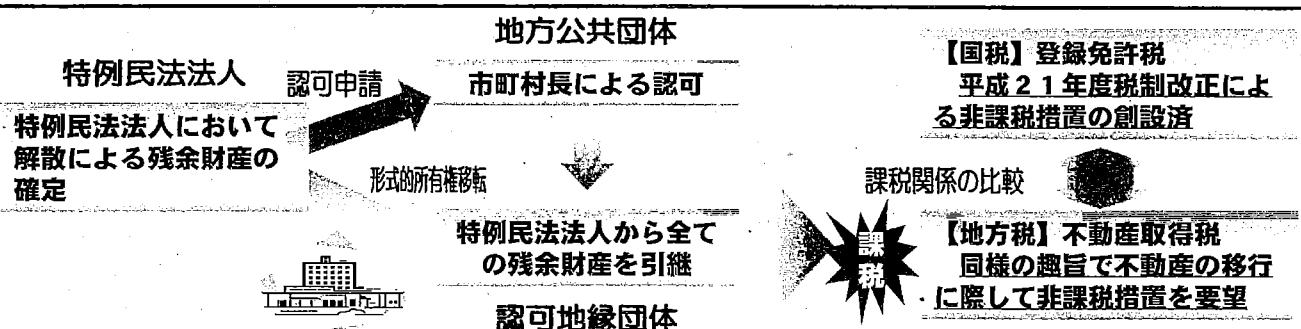
税制改正要望の概要

特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して一定の要件を満たす場合には、その残余財産の承継に係る不動産取得税を課さないこととする。

(参考) 平成21年度税制改正において、同様の趣旨から、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で、一定の要件を満たすものが、平成21年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した特例民法法人から残余財産を取得する場合には、その取得に伴う土地の所有権、地上権若しくは賃借権又は建物の所有権若しくは賃借権の移転登記については、その期間内に登記を受けるものに関し、登録免許税を課さないこととされている。

○具体的措置のイメージ

特例民法法人から業務を承継する目的で認可地縁団体として認可を受けた場合で、当該特例民法法人から認可地縁団体に対して不動産を贈与した場合には、当該不動産に課されることとなる不動産取得税を非課税とする。



地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充

税制改正要望の概要

以下の税目について、非課税措置の対象を、移行型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人にも拡充する。

対象税目：道府県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、鉱区税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税

(参考)

- ・ 移行型地方独立行政法人（成立の前日に設立団体が行っていた業務に相当する業務を行うもの）で、成立の前日に設立団体が行っていた業務に相当する業務のみを引き続き行う法人については、既に非課税とされている。
- ・ 平成15年度税制改正において、移行型地方独立行政法人に係る非課税措置が新設され、平成16年度税制改正において、公立大学法人について、新設型地方独立行政法人が非課税措置の対象とされた。

〇＜地方独立行政法人に対する課税／非課税の整理＞

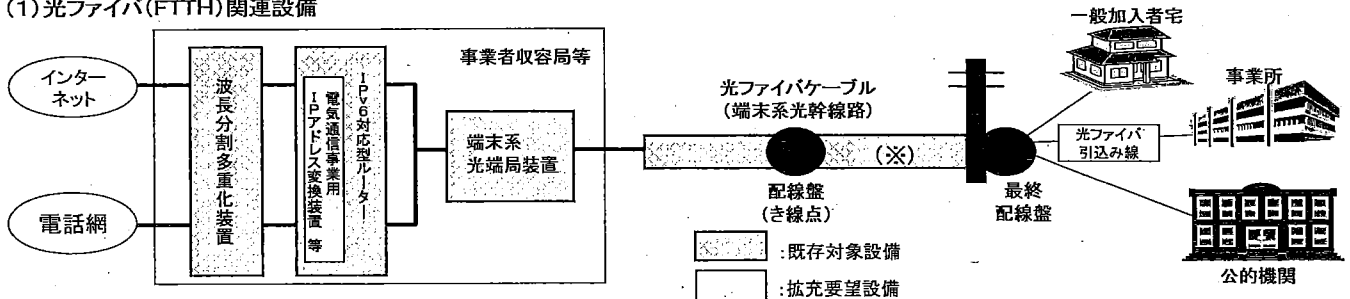
	地方独立行政法人		公立大学法人	独立行政法人（国）	
	①移行型地方独立行政法人で、 ②成立の日の前日に設立団体 が行っていた業務のみを行う 地方独立行政法人	左記以外の地方独立行政法人		国が行って いた業務のみを 行う独立行政 法人	左記以外の業 務も行う独立 行政法人
国税 (所得税、法人税、登録免許税、印紙税)	非課税 (「地方独立行政法人」として非課税)		非課税	非課税 (ただし、税目ごとに 出資者要件等あり)	
地方税 (不動産取得税、固定資産税等)	非課税	課税	非課税	非課税	課税

⑧

「ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤整備促進税制）」の概要

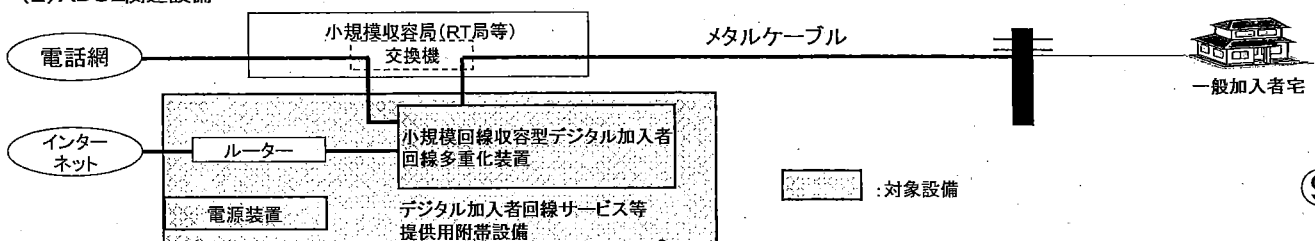
- 1 目的：ブロードバンド・ゼロ地域を解消し、ユビキタスネット社会を支える世界最先端のネットワーク基盤を構築するため、光ファイバ等を活用し、高画質映像の受信等、大容量データの超高速通信に適応したブロードバンド基盤の全国的整備促進を図る。
- 2 対象者：電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた次の者
①電気通信事業者 ②有線テレビジョン放送事業者(CATV事業者)③有線放送電話業者
- 3 対象設備：下記のとおり
- 4 内容：固定資産税の課税標準の特例(取得後5年度分について、設備に応じて課税標準を2/3、3/4又は4/5とする)
- 5 適用期間：平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 6 要望内容：①適用期間を平成23年3月31日まで1年間延長 ②対象者を資本金50億円未満の事業者に限定
③対象設備に電気通信事業用IPアドレス変換装置等を追加

(1) 光ファイバ(FTTH)関連設備



※ 対象地域：①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄(離島に限る)、⑦豪雪、⑧山村、⑨特定農山村に限定

(2) ADSL関連設備



：対象設備

⑨

市町村の合併の特例等に関する法律における地方税の特例措置の延長要望

(自治行政局合併推進課)

1. 改正要望内容

合併の障害を除去するための措置である現行合併特例法(平成21年度末失効)第16条の地方税に関する下記の特例について、平成22年度以降の合併特例法においても引き続き設けることを求めるもの(期間は当該合併特例法の有効期限内)。

- ① 市町村の合併後直ちに均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くこととなると認められる場合に一定期間課税をしないことまたは不均一の課税をすることができる。【すべての市町村民税】
- ② 事業所税の非課税団体同士が合併して人口30万以上の市となる場合に都市としての実態や人口実態に変化が必ずしもないにもかかわらず事業所税が課税されることになることが合併の支障となる場合があるため一定期間政令による課税団体の指定をしない。【事業所税】
- ③ 市町村合併に伴う税負担の増加を緩和するため、市町村合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、一定期間宅地並課税の適用を受けないこととする。【固定資産税、都市計画税】

2. 改正要望理由

合併した場合、新市町村において基本的には、税率や税目を同一にする必要があるが、例えば、地方税の税率が異なっている市町村が合併し、直ちに税率を同一にすることは、住民の負担に多大な影響があり、合併が円滑に進まなくなるおそれがある。そのため、旧合併特例法及び現行合併特例法において、一定期間は課税免除又は不均一課税をすることができる等の地方税の特例が設けられてきたところであるが、今回制定する合併特例法においても、障害除去の観点から同様の特例が必要である。

3. 適用実績

平成11年以降の旧合併特例法下の合併件数581件のうち、第1項については236件、第2項については7件、第3項については34件の合併において特例が適用され、また、現行合併特例法下の合併件数46件(平成22年3月31日見込み)のうち、第1項については25件、第2項については0件、第3項については6件の合併において特例が適用されているところ。

⑩